



市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

パブリックコメント

事案名 西東京市第3期地域情報化基本計画(素案) ◆情報推進課(☎042-460-9806)	
策定趣旨	市の地域情報化を推進するため、第3期地域情報化基本計画(平成26～30年度)を策定します。今後5年間の西東京市の地域情報化の方向性についてご意見を募集します。
閲覧方法	12月2日(月)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月2日(月)～平成26年1月8日(水)
提出方法	①直接持参(田無庁舎4階) ②郵送(〒188-8666 市役所情報推進課) ③ファクス(FAX)042-464-1378) ④市HPから
検討結果の公表	平成26年2月(予定)

事案名 西東京市都市計画マスタープラン(素案) ◆都市計画課(☎042-438-4050)	
策定趣旨	市は、平成16年に策定した現行の都市計画マスタープランについて、市を取り巻く社会環境やまちづくりの進捗状況を踏まえ、将来方針として見直しを行います。このたび、素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	12月6日(金)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月6日(金)～平成26年1月6日(月)
提出方法	①直接持参(保谷庁舎5階) ②郵送(〒202-8555 市役所都市計画課) ③ファクス(FAX)042-438-2022) ④市HPから
検討結果の公表	平成26年3月(予定)

事案名 西東京市住宅マスタープラン2014-2023(素案) ◆都市計画課(☎042-438-4051)	
策定趣旨	市は、平成17年に策定した現行の住宅マスタープランの計画期間満了に伴い、住まいを取り巻く状況や社会情勢の変化に対応した新たな「住宅マスタープラン」を策定します。このたび、素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	12月6日(金)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月6日(金)～平成26年1月6日(月)
提出方法	①直接持参(保谷庁舎5階) ②郵送(〒202-8555 市役所都市計画課) ③ファクス(FAX)042-438-2022) ④市HPから
検討結果の公表	平成26年3月(予定)

事案名 (仮称)第2次西東京市農業振興計画(素案) ◆産業振興課(☎042-438-4044)	
策定趣旨	現行の西東京市農業振興計画は、平成25年度までを計画期間としています。そのため、都市農業を取り巻く環境や現行計画の成果の検証などを踏まえつつ、市民、農業者などのニーズを的確に把握し、農業の発展を目指す施策を推進することを目的に、平成26～35年度を計画期間とする(仮称)第2次西東京市農業振興計画を策定します。このたび、素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	12月9日(月)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月9日(月)～平成26年1月10日(金)
提出方法	①直接持参(保谷庁舎3階) ②郵送(〒202-8555 市役所産業振興課) ③ファクス(FAX)042-438-2021) ④市HPから
検討結果の公表	平成26年2月下旬(予定)

事案名 西東京市産業振興マスタープラン(中期計画編)(素案) ◆産業振興課(☎042-438-4041)	
策定趣旨	西東京市産業振興マスタープランは西東京市基本構想・基本計画を上位計画とする、市の産業振興の方向性を定めた計画で、平成23～35年度の13年間の計画です。計画期間の最初の3年間はアクションプラン、平成26年度からの5年間は中期計画、平成31年度からの5年間は後期計画と位置付けています。平成26年度から始まる中期計画では、アクションプランの取り組みと課題を踏まえた上で見直しを行い、産業を着実に振興させる実効性の高い取り組みを位置付け策定します。このたび、素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	12月9日(月)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月9日(月)～平成26年1月10日(金)
提出方法	①直接持参(保谷庁舎3階) ②郵送(〒202-8555 市役所産業振興課) ③ファクス(FAX)042-438-2021) ④市HPから
検討結果の公表	平成26年2月下旬(予定)

パブリックコメント・市民説明会

事案名 (仮称)西東京市スポーツ推進計画(素案) ◆スポーツ振興課(☎042-438-4081)	
策定趣旨	スポーツを、「する」スポーツだけでなく「見る」(観戦)スポーツ、「ささえる」(指導者・ボランティア等)スポーツを含め、「スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち」を目指した(仮称)西東京市スポーツ推進計画(平成26～35年度)を策定します。このたび、素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	12月6日(金)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPで
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	12月6日(金)～平成26年1月6日(月)
提出方法	①直接持参(保谷庁舎3階) ②郵送(〒202-8555 市役所スポーツ振興課) ③ファクス(FAX)042-438-2021) ④市HPから
市民説明会	①12月5日(木)午後4時～8時・きらっと ②12月9日(月)午後1時～5時・スポーツセンター ※オープンハウス形式で行いますので、開催時間中、いつでもお気軽にご参加ください。
検討結果の公表	平成26年1月下旬(予定)

※意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。
 ※匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。
 ※ご意見には個別に回答しません。

小規模校4校(住吉小・泉小・保谷小・本町小)の学校統廃合に関する最終報告書説明会を開催します

教育委員会では、小規模化が進行している住吉小学校・泉小学校・保谷小学校・本町小学校の統廃合の検討を行っており、8月に中間報告書を作成し、9月から10月にかけて保護者・市民の方などに対して説明会を開催しました。この度、その結果を踏まえ、住吉小学校・泉小学校・保谷小学校・本町小

学校の小規模4校の統廃合に関する最終報告書を作成しましたので、次のとおり説明会を開催します。

詳細は、市HPをご覧ください。
時 ①12月21日(土)午後2時30分から
 ②平成26年1月10日(金)午後7時から
場 住吉会館2階
 ◆教育企画課(☎042-438-4070)

自転車安全利用五則

～正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう～

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 ◇飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 ◇夜間はライトを点灯
 ◇交差点での信号順守と一時停止・安全確認

【自転車が歩道を通行できるのは】

歩道通行可の標識がある場合、運転者が13歳未満、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方、車道または交通状況からみてやむを得ない場合(ただし、歩道は歩行者優先)

自転車の保険

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。万が一の備えとして、次のような保険があります。

□**TSマーク** TSマークは、自転車安全整備士(TSマーク取り扱い自転車店)が点検・整備し、安全と認められた普通自転車に貼ってもらえるマークです。TSマークには、付帯保険(賠償責任保険・傷害保険)が付いています。

□**個人賠償責任保険** 人にけがをさせたときや、物を壊してしまったときに損害賠償金など支払われる保険です。損害保険会社などへお問い合わせください。

自転車駐車を利用しましょう



通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう(※原付バイクは、制限がある場所もあります)。

市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

□**撤去保管料**
 自転車は2,000円、原付バイクは3,000円を徴収します。
 ◆道路管理課(☎042-438-4057)

